

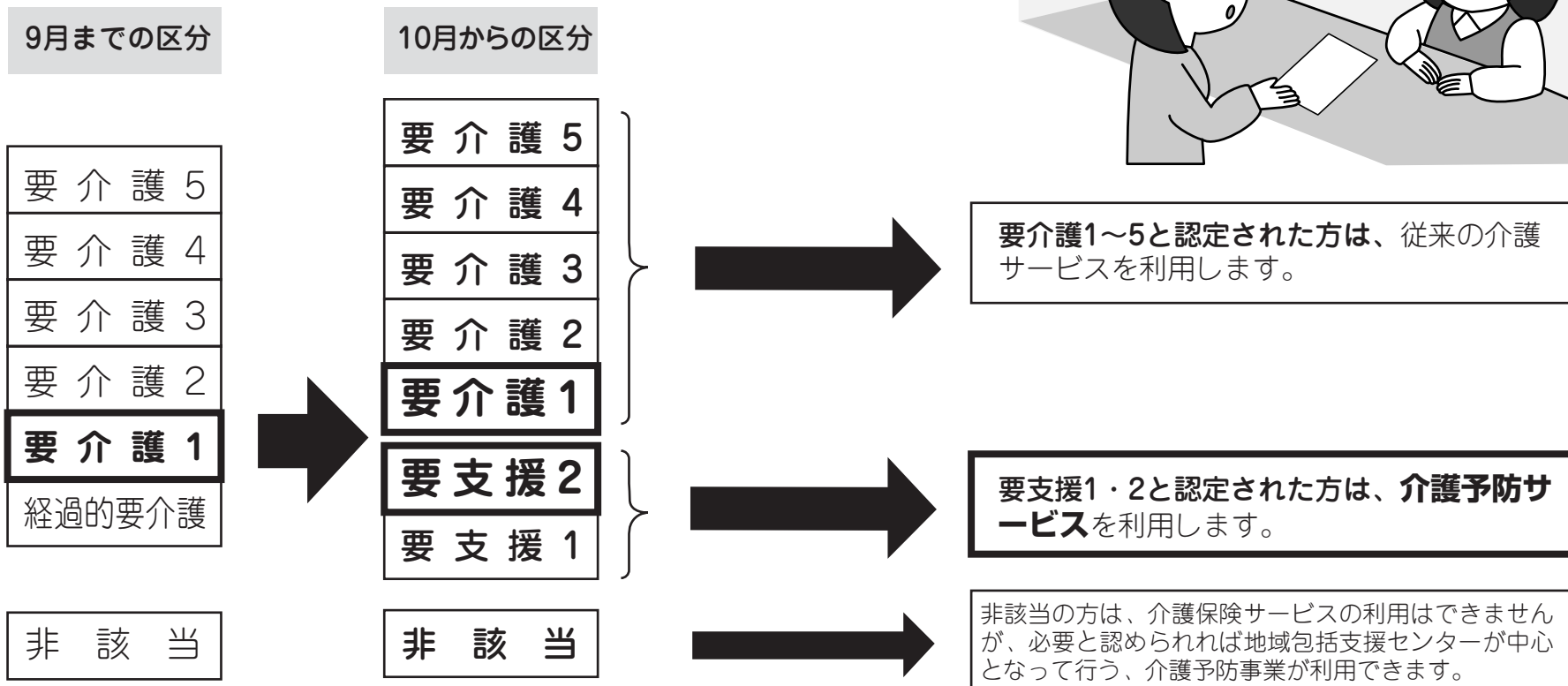
平成19年10月から 介護予防サービスが始まります!

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月からスタートしました。平成18年度には、介護予防に重点を置いた制度改正が行われ、平成19年10月から「要介護認定区分」および「利用限度額」が一部変更されます。

介護予防とは、適切な介護サービスを提供することにより、できる限り要介護状態にならないように予防すること、たとえば要介護状態となっても、それ以上状態が悪化しないようにする取り組みです。介護予防をすすめ、その人の意欲や能力を引き出すことにより、高齢者の自立した生活を目指します。

● 要介護認定区分

認定審査会での二次判定において要介護1と認定された方については、介護予防サービスの提供により、生活機能等の維持、改善の可能性を審査し「要介護1」と「要支援2」に分けられます。



介護予防サービス

要支援1・2と認定された方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方で、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを利用します。

— 介護予防サービスの流れ —

- ①地域包括支援センターの保健師等の担当者が自宅を訪問して、本人の心身や生活の状況を調査します。
- ②調査結果をもとに、今後の目標やどのような支援が必要か検討を重ねてケアプランを作成します。
- ③ケアプランにもとづいて、介護予防サービスを利用します。

介護予防サービスは、在宅サービスに筋力向上や栄養改善、口腔機能の向上など、介護予防を目的とした内容が組み込まれたものです。

自分でできないことは、介護予防サービスを活用しながら心身の改善を行います。

介護予防サービス



- 介護予防訪問介護(ホームヘルプ)
- 介護予防福祉用具貸与・販売
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護(デイサービス)
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
- 介護予防訪問・通所リハビリテーション
- 介護予防訪問看護
- 介護予防短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)など